

銃器所持の規制強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月十七日

藤末健三

参議院議長 江田五月殿

銃器所持の規制強化に関する質問主意書

先日、長崎県において猟銃の乱射殺人事件が発生した。報道によると凶器となった猟銃は、銃砲刀剣類所持等取締法による正式な審査を受け所持許可を取っていたとのことである。

そこで、以下質問する。

一 今回の事件の容疑者に対する猟銃の所持許可手続の過程の事実関係について、政府の承知しているところを明らかにされたい。また、報道によると、近隣の住民が容疑者の銃所持許可の取消しを交番に求めたとのことであるが、この点の事実関係について、政府の承知しているところを明らかにされたい。

二 日本には許可された猟銃が三十万丁もあるとされている。猟銃による殺人事件は、本年において、二月に埼玉県、五月に鹿児島県、今月も高知県で農業の男が隣人二人を殺傷するなど、四件も発生している。

また、猟銃による事故でも平成十八年には二十九人が死亡している。このような状況にかんがみ、銃器所持の許可を始めとする銃器規制を抜本的に強化すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

